

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年(2023年)4月6日

ほっかいどう住宅フェア実行委員会会長 蝦名 大也

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

ほっかいどう住宅フェア2023イベント企画業務及び実施運営業務

(2) 業務の目的

本業務は、北方型住宅を始めとした道内各自治体の住宅施策及び住まいづくりに役立つ情報等を広く道民等へ周知することを目的として開催するほっかいどう住宅フェア2023について、検討・調整のうえ企画を策定し、円滑な実施・運営を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

ア イベント企画業務

項目	業務内容
イベント計画	<ul style="list-style-type: none">会場施設計画（設営、装飾、展示、設備）広報・周知計画（新聞、テレビ、雑誌、WEB、SNS、小学校等へのチラシ配布など可能な限りのPR方法を検討） ※広告・宣伝費は上限200万円（協賛金に合わせ追加。300万円程度を想定。）災害・荒天対応（地震、風水害、火災、テロ、感染症対策のほか、豪雨等荒天時に対する対応）来場者サービス管理計画（案内、受付、案内誘導、ノベルティ配付物、救急・事故対応）会場安全管理（警備員配置、群衆規制・誘導、報告要領他）その他必要とする計画
イベント企画	<ul style="list-style-type: none">ステージイベント企画（出演者手配合む）作品募集企画会場周遊企画など
準備	<ul style="list-style-type: none">資機材手配設営・運営業務等及び警備等人員の手配・配置司会者、出演者等の調整
デザイン	<ul style="list-style-type: none">会場レイアウトデザイン（イメージ図の制作含む）イベントロゴ・イメージビジュアル（2022使用のものを修正）ノベルティデザイン会場装飾及び案内看板等オシャレ演出スペース及び各テーマゾーンの演出デザインポスター、フライヤー等広報資材

会場造作・制作	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノベルティ制作、会場装飾及び案内看板等、オシャレ演出スペース及び各テーマゾーンの演出物など ・ コンテスト等での表彰イベントに関する表彰状など ・ ポスター、フライヤー、ポケットティッシュ・うちわ等の広報資材 ・ 出展ガイド、運営マニュアル ・ イベントガイド ・ 報告書 ・ その他必要な制作物の作成
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展者募集、協賛者募集 ・ コンテスト等での表彰イベントに関する賞品購入・発送 ・ 協賛者の広告・PR ・ その他イベント企画に必要な業務

イ 実施運営業務

項目	業務内容
会場設営等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場設営・装飾（資機材運搬・搬入・設営・撤収） ・ 電気工事等展示・出展に必要な現地での工事 ・ 必要な標示、看板、施工物、備品等の制作・手配及び設置と撤去・処分
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント全体運営全般（運営スタッフ、警備スタッフ含む） ・ ステージイベント運営（演出含む） ・ イベント進行（総合司会者手配含む） ・ 会場内での感染症対策（アルコール消毒、マスク等の手配・設置など） ・ その他必要となる設置と撤去・処分
撮影・配信	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント記録写真撮影 ・ 会場ステージイベントを中心とした撮影・収録 ・ イベント開催後のアーカイブ配信（必要な編集作業含む）
広告・宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・周知計画に基づくイベント開催に関する宣伝・告知 ・ 開催日時等に関する早期の周知及び企画内容を含めたイベントの内容周知 ・ 北方型住宅公式 HP「北方型の住まい Lab」のページ内に立ち上げるイベント特設ページでの PR 及び PR に必要な業務 ・ 事前の告知及び来場者向けノベルティの制作 ・ イベント開催後のアーカイブ配信等の周知
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協賛者の広告・PR ・ その他各項目において実施運営に必要な事項

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年(2023年)12月1日（金）までとする。

(5) 履行場所

札幌市

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合にあっては、「ア」の「道内に本社または事業所を有するものであること。」及び「ケ」については、構成員のうち1者以上が要件と満たしていること。

ア 道内に本店又は支店等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。又は指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ① 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ③ 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員は、単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに参加する者でないこと。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ 次に掲げる業務すべてを履行した実績を有すること（別業務による実施を可とする）。

- ① 過去10年間（平成25年度から令和4年度の10カ年）に国・地方公共団体等が主催（民間事業者主催を除く）する本業務の概ね2分の1以上の規模（事業費1,500万円以上かつ来場者5,000人以上）のイベントの契約を締結し、履行した実績を有すること。
- ② 国・地方公共団体等や民間事業者が主催する住宅関連イベントの契約を締結し、履行した実績を有すること。

3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

ほっかいどう住宅フェア実行委員会事務局

（北海道建設部住宅局建築指導課内（担当：西小路・田中））

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5577（内線29-468）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和5年(2023年)4月17日(月)15:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

ウ 提出場所

3に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和5年(2023年)5月8日(月)15:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる)

ウ 提出場所

3に同じ

6 参加表明書及び企画提案説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和5年(2023年)4月6日(木)から令和5年(2023年)5月8日(月)まで

なお、3における交付時間は、8:45から17:30まで(土曜、日曜日及び祝日を除く)

(2) 交付場所

3に同じ

(3) 交付方法

3で交付する。

なお、北海道庁ホームページ(建設部住宅局建築指導課)においてダウンロードすることができる。

[北海道建設部住宅局建築指導課ホームページURL]

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/?msckid=06f258bcb99511ec95112a23b50ef28f>

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

- (1) あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。
- (2) 提案の審査はほっかいどう住宅フェア2022企画業務及び実施運営業務プロポーザル審査会において行う。

9 契約手続

特定者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途ほっかいどう住宅フェア実行委員会の規程により契約手続きを行う。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否
必要
- (3) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。
ただし、企画提案書の提出件数が10件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね5件程度のヒアリング審査参加者を選定する。
- (4) その他の留意事項
 - ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - ウ 審査結果及び特定者名は公表する。
 - エ 詳細は、企画提案指示書等による。